

運賃の適用方法

松川遊覧航路（新潟第45号）

松川遊覧航路（新潟不第99号）

富岩運河いたち川遊覧航路（新潟不第135号）

（一括記載）

令和5年3月1日

I 運賃の適用方法

1. 旅客運賃

- (1) 旅客が1回乗船する場合に適用する。
- (2) 旅客乗船券は、旅客が途中下船したときは、前途の区間は無効とする。

2. 小児旅客運賃

- (1) 次の旅客には小児旅客運賃を適用する。
 - ① 3歳以上、12歳未満の者及び12歳以上の小学生
 - ② 大人に同伴されて乗船する3歳未満の小児であって、大人1名につき1人を超えるもの
- (2) 大人に同伴されて乗船する3歳未満の小児の運賃であって、大人1名につき1人分は無料とする。
- (3) 小児旅客運賃は個別に設定する。(別添、運賃表参照)

3. 団体旅客運賃

- (1) 一般団体旅客運賃は、旅行の目的と行程を同じくし、かつ同一区間を同一便で旅行する者で構成された15名以上の旅客が乗船する場合に適用する。
- (2) 学生団体旅客運賃は、旅行の目的と行程を同じくし、かつ同一区間を同一便で旅行する者で構成された15名以上の次に掲げる学校等の学生及び生徒とその付添人で、これらの者が所属する学校等の長から申込みがあった場合に適用する。
 - ① 学校教育法第1条の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、特別支援学校及び幼稚園（通信教育を含む。）
 - ② 上記①以外の国公立の学校
 - ③ 学校教育法第124条及び第134条第1項の私立学校
 - ④ 児童福祉法第39条の保育所
- (3) 身体障害者、知的障害者、精神障害者、被救護者団体旅客運賃は、旅行の目的と行程を同じくし、かつ同一区間を同一便で旅行する者で構成された15名以上のⅢの1.(2)(3)(4)(5)に該当する旅客（介護者、付添人を含む）が乗船する場合に適用する。

4. 大口顧客に対する旅客運賃

大口顧客に対する旅客運賃は、一定の期間内に一定数以上の旅客が乗船する場合に適用する。

5. 受託手荷物運賃

受託手荷物運賃は設定しない

6. 貸切運賃

- (1) 時間制貸切運賃は、乗客の人数区分に応じて所定の時間毎に適用する。
- (2) コース別貸切運賃は、定員の範囲内で乗客の人数とは無関係に運航1回毎に適用する。

7. 特別運航運賃

お花見宴会船、納涼宴会船、ディナークルーズ等の特別運航の場合に適用する。

II 料金の適用方法

料金の適用方法は設定しない

III 運賃の割引又は割増

1. 運賃の割引

(1) 学生に対する運賃

学生に対する運賃は設定しない

(2) 身体障害者に対する運賃

① 適用方法

身体障害者福祉法第15条第4項の身体障害者手帳の交付を受けている者に適用し、これを次に掲げる第1種身体障害者及び第2種身体障害者に分ける。

イ. 第1種身体障害者とは、次に掲げる障害の等級の範囲に属する者をいう。

(イ) 視覚障害 1級から3級及び4級の1

(ロ) 聴覚障害 2級及び3級

(ハ) 肢体不自由・上肢 1級、2級の1及び2級の2

・下肢 1級、2級及び3級の1

・体幹 1級から3級

・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害

(・上肢機能 1級及び2級 ・移動機能 1級から3級)

(ニ) 心臓、腎臓若しくは呼吸器又は膀胱若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能障害

・心臓、腎臓若しくは呼吸器又は小腸の機能障害 1級、3級及び4級

・膀胱又は直腸の機能障害 1級及び3級

・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能障害 1級から4級

(ホ) 前各号の障害の種類を2つ以上有し、その障害の総合の程度が前各号の等級に順ずる者

ロ. 第2種身体障害者とは、次に掲げる障害の等級の範囲に属する者をいう。

(イ) 視覚障害 4級の2、5級及び6級

(ロ) 聴覚又は平衡機能障害・聴覚障害 4級及び6級

・平衡機能障害 3級及び5級

(ハ) 音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害 3級及び4級

(ニ) 肢体不自由・上肢 2級の3、2級の4及び3級から6級

・下肢 3級の2、3級の3及び4級から6級

・体幹 5級

・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害

(・上肢機能 3級から6級 ・移動機能 4級から6級)

(ホ) 膀胱又は直腸の機能障害 4級

(注) 上記の障害の種類及び等級は、身体障害者福祉法施行規則別表第5号による。

② 適用条件

この割引の適用に当たっての条件は、次のとおりとする。

- イ. 身体障害者手帳を提示した場合、または障害者総合支援法第5条の11により規定されている障害者支援施設の団体において手帳番号と氏名を記載した一覧表を提出した場合に限る。
- ロ. 介護者については、身体障害者1名について当社において介護能力があると認めた介護者1名（盲ろう者が通訳、介護者の2名を伴う場合にあつては、盲ろう者1名につき2名）が、当該身体障害者と同一の乗船区間を旅行する場合に限る。

③ 割引の内容

運賃及び料金の割引の内容は次のとおりとする。

第1種身体障害者と第2種身体障害者の旅客運賃については2割引とし、当該介護者の旅客運賃についても2割引とする。

(3) 知的障害者に対する運賃及び料金

① 適用方法

昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」に規定する療育手帳の交付を受けている者に適用し、これを次に掲げる第1種知的障害者及び第2種知的障害者に分ける。

- イ. 第1種知的障害者とは、昭和48年9月27日厚生省児童家庭局長通知「療育手帳制度の実施について」に規定する障害の程度が重度の者をいい、療育手帳の判定欄の記述が「A」のもの
- ロ. 第2種知的障害者とは、知的障害者であつて上記イ以外の者をいう。（療育手帳の判定欄の記述が「B」のもの）

② 適用条件

この割引の適用に当たっての条件は、次のとおりとする。

- イ. 療育手帳を提示した場合、または障害者総合支援法第5条の11により規定されている障害者支援施設の団体において手帳番号と氏名を記載した一覧表を提出した場合に限る。
- ロ. 介護者については、知的障害者1名について当社において介護能力があると認めた介護者1名が、当該知的障害者と同一の乗船区間を旅行する場合に限る。

③ 割引の内容

運賃及び料金の割引の内容は次のとおりとする。

第1種知的障害者と第2種知的障害者の旅客運賃については2割引とし、当該介護者の旅客運賃についても2割引とする。

(4) 精神障害者に対する運賃及び料金

① 適用方法

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45号第2項の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に適用し、これを次に掲げる等級に分ける。

- イ. 1級 日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- ロ. 2級 日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの

ハ. 3級 日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

(注) 上記の障害の等級は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項による。

② 適用条件

この割引の適用に当たっての条件は、次のとおりとする。

イ. 精神障害者保健福祉手帳を提示した場合、または障害者総合支援法第5条の11により規定されている障害者支援施設の団体において手帳番号と氏名を記載した一覧表を提出した場合に限る。

ロ. 介護者については、精神障害者1名について当社において介護能力があると認めた介護者1名が、当該精神障害者と同一の乗船区間を旅行する場合に限る。

③ 割引の内容

運賃及び料金の割引の内容は次のとおりとする。

精神障害者の旅客運賃については2割引とし、当該介護者の旅客運賃についても2割引とする。

(5) 被救護者に対する運賃及び料金

① 適用方法

次に掲げる施設又は団体から救護又は保護を受ける者（以下「被救護者」という。）及びその付添人に適用する。

イ. 児童福祉法第12条の4の児童相談所付設の一時保護所並びに同法第41条から第44条までの各施設

ロ. 生活保護法第38条の保護施設

ハ. 社会福祉法第2条の救護施設、施療施設及び宿泊提供施設で前号以外のもの

ニ. 少年院法第3条の少年院及び少年鑑別所法第3条の少年鑑別所

ホ. 更生保護法第29条の保護観察所

② 適用条件

イ. 本人所属の施設又は団体から交付を受けた所定の旅客運賃割引証を提出したものに限り、ただし、被救護者が行商等営利を目的として旅行する場合を除く。

ロ. 被救護者の付添人については、当該被救護者が老幼者、身体障害者又は逃亡のおそれがあるものであり、当社において付添いが必要と認めた場合に限る。

③ 割引の内容

被救護者の旅客運賃については2割引とし、当該付添人についても2割引とする。

(6) 往復運賃に対する割引

往復旅客運賃の割引については設定しない

(7) 団体旅客運賃に対する割引

① 一般団体旅客運賃の割引率は、旅客運賃の1割引とする。

② 学生団体旅客運賃の割引率は、旅客運賃を大人については3割引、小児については1割引とする。但し、幼稚園・保育所については、園児1人につき150円引きとする。

③ 身体障害者、知的障害者、精神障害者、被救護者の団体旅客運賃の割引率は、旅客運賃の5割引とし、当該介護者、付添人について5割引とする。

(8) 大口顧客に対する旅客運賃割引

1 か月間の乗船者数が、600人以上の場合の割引率は、以下のとおりとする。

600人以上800人未満	旅客運賃及び料金の3割引
800人以上1000人未満	〃 4割引
1000人以上	〃 5割引

(9) 主催旅行契約に係る旅客運賃の割引

旅行業を営む者が企画する特定の往復又は回遊旅行の旅客運賃の割引率は、1割引とする。

(10) その他の割引運賃

別紙参照

2. 運賃割引の重複適用

運賃の割引で2以上の割引条件に該当する場合は、重複して適用しない。

3. 運賃のは数処理について

運賃は、10円を単位とし、割引後の10円未満のは数は、切り上げとする。

4. 運賃の割増

毎年3月20日～4月25日までの期間を「スプリングクルーズ期間」とし、割増運賃を適用する。ただし、当該期間のうち、桜が咲いていない期間には適用しない。

(別添、運賃表参照)

スプリングクルーズ期間の割増運賃は、富岩運河いたち川遊覧航路には適用しない。